

一級河川土器川水系土器川における  
河床掘削工事の代行を条件とした河川砂利等の採取希望者 募集要領

1. 募集の趣旨

国土交通省（以下「河川管理者」という。）は、一級河川土器川水系土器川において、河川管理上、河床掘削工事が必要と判断し、かつ当該工事の施工に伴い砂利等の発生が見込まれるため、河川法（昭和39年法律第167号）第20条に基づく承認を受けて工事を施工し（以下「代行工事」という。）、併せて河川法及び砂利採取法（昭和43年法律第74号）の規定に基づき当該砂利等の取得を希望する者（以下「希望者」という。）を募集します。

応募される方は、本募集要領をお読みいただき、次の各事項をご承知の上、お申し込みください。

2. 募集対象箇所等

(1) 河川の名称

一級河川 土器川水系 土器川

(2) 掘削（採取）の場所

土器川水系 土器川 6k0～6k4 丸亀市川西町地先

（別添位置図、平面図及び現況写真のとおり）

(3) 掘削（採取）に係わる土地の面積

33,600 平方メートル

（別添平面図のとおり）

(4) 掘削（採取）できる砂利等の数量

レキ質土 予定数量17,000 立方メートル

希望数量が上記数量に達しない場合でも応募が可能です。

（ただし、希望数量は全量を採取すること。）

(5) 掘削（採取）の深さ

（別添縦断面図及び横断面図のとおり）

(6) 掘削（採取）の期間

許認可日～平成31年1月31日

(7) 河川管理者は、本募集要領の6に定める審査を行い、適切に代行工事を行うことができるかと認められる者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

3. 土石採取料

河床掘削工事の代行を条件とした河川砂利等の採取であるため、採取料を免除する。

4. 応募資格要件

希望者は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 砂利採取法第3条に規定する砂利採取業者の登録を受けていること又は申込み締め切り日の平成30年10月19日までに登録を受ける見込みであること。

- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条に規定する建設業の許可（土木工事業に限る。）を受けていること又は申込み締め切り日の平成 30 年 10 月 19 日までに登録を受ける見込みであること。
- (3) 業務主任者を河床掘削の工事現場に専任で配置できること。
- (4) 次の①から⑤までの欠格事項のいずれにも該当しない者
  - ①当該作業を実施する能力を有しない者。
  - ②破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者。
  - ③採取希望申込書の提出期限前 2 年以内に、河川法、砂利採取法及び採石法（昭和 25 年法律第 291 号）に係わる違反による有罪判決、起訴（訴状中を含む。）又は重大な行政処分を受けた者。
  - ④会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続きまたは再生手続きの開始の申立てがなされて、更正手続開始の決定又は再生計画認可の決定がなされている者。
  - ⑤過去 3 年間で法人税、所得税、消費税の滞納がある者。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
- (6) なお、次の①から⑤の事項に該当した場合は、審査の対象から除外とする。
  - ①提出書類の必要事項に記載がない場合あるいは必要な書類が添付されていない場合
  - ②提出書類に虚偽の記載があった場合
  - ③期間内に必要な書類等が提出されなかった場合
  - ④提出書類への質問に対して回答が得られなかった場合
  - ⑤その他不正行為があったと認められる場合

## 5. 応募申込み手続き等

### (1) 応募申し込み手続き

希望者は、次の書類を四国地方整備局香川河川国道事務所工務第一課へ提出すること

- ①申込書（様式 1）
- ②採取計画概要書（様式 2）
- ③誓約書（様式 3）
- ④砂利採取法第 3 条の砂利採取業者登録通知書の写し
- ⑤当該事務所の業務主任者の氏名及び砂利採取業務主任者試験合格証の写し

### (2) 申込み方法

#### ①郵送で申込む場合

申込み受付期間 平成 30 年 9 月 11 日から平成 30 年 10 月 19 日

【平成 30 年 10 月 19 日必着のこと】

送り先 〒760-8546 香川県高松市福岡町 4-26-32

四国地方整備局 香川河川国道事務所 工務第一課

#### ②持参する場合

申込み受付期間 平成 30 年 9 月 11 日から平成 30 年 10 月 19 日

【午前9時から午後5時まで、ただし、土・日・祝日を除く】

提出先 〒760-8546 香川県高松市福岡町4-26-32

四国地方整備局 香川河川国道事務所 工務第一課

(3) 質問書の提出

質問書の提出期限は、平成30年10月12日とする。

上記期間内に四国地方整備局香川河川国道事務所工務第一課宛（FAX 087-821-1713）に、任意様式に必要事項を記入してFAXで送付すること。回答は遅滞無く質問者に回答する。なお、質問書送付時には、電話により確認を行うこと。（TEL 087-821-1619）

6. 審査について

(1) 河川管理者は、提出書類により応募資格の確認を行う。

(2) 希望者の審査方法は、採取計画概要書（様式2）の内容を審査の上、総合的に判断し、候補者を選定する。ただし、審査の結果、採取計画概要書に記載された内容に差異が認められない場合は、希望者のくじによる抽選にて選定する。

(3) 採取計画概要書における審査項目は次に掲げるものとする。

①採取計画希望数量及び工程

②掘削に伴う災害及び事故防止のための方法及び施設

③砂利等の搬出における安全対策及び清掃方法

④業務主任者の資格

(4) スケジュール（案）

申込書締切 平成30年10月19日

審査・選定 ～平成30年11月9日までに選定

河川法等の申請 ～平成30年12月13日まで

河川法等の許認可 ～平成30年12月27日までに許認可

土石採取開始可能 許認可日～平成31年1月31日

(5) 審査結果の通知

前項の審査結果を書面で希望者に通知するものとする。

審査結果に対して疑問がある者は、結果通知日から1週間以内に文書で質問することができる。質問者は5.(2) 申込み方法に示す宛先に提出すること。

7. 河川法及び砂利採取法の許認可手続き

(1) 申請手続き

審査結果の通知で候補者に選定された者は、速やかに次の①、②の関係書類（以下「申請書」という。）を添えて、河川法第20条、25条及び、砂利採取法第16条に基づく申請を行うこと。

なお、これらの申請を行い、許可を受けて代行工事を行う者を、「代行者」と言う。

①河川法第20条の承認及び同法25条申請

・承認および許可申請書

・事業の計画概要

- ・位置図
- ・平面図
- ・面積計算図
- ・面積計算書
- ・土量計算書
- ・横断面

②砂利採取法第16条申請

- ・採取計画認可申請書
- ・砂利採取法第3条の砂利採取業者登録通知書の写し
- ・砂利採取場を管理する事務所の名称、住所及び連絡先
- ・業務主任者の氏名及び砂利採取業務主任者試験合格証の写し
- ・業務主任者が砂利採取場において認可採取計画に従って砂利の採取が行われるよう監督するための計画書
- ・搬出経路を明示した図面

※申請書の提出部数は正本1部、副本1部の計2部とする。

(2) 申請書の提出方法および提出先

申請書は、下記宛先まで郵送又は持参にて提出すること。

提出先 〒763-0082 香川県丸亀市土器町東7丁目150  
四国地方整備局 香川河川国道事務所 土器川出張所

(3) 提出期限

申請書の提出期限は、平成30年12月13日とする。特段の理由なく、この期限内の申請を行わない場合は、候補者の選定を取り消すことがある。

(4) 河川法第25条の許可及び砂利採取法第16条の認可の際に付すことを予定している条件の内容

- ①許可の期間中、採取区域の周辺の見やすい場所に砂利採取法第29条に定める標識を設けなければならない。
- ②採取又は運搬にあたっては、河川管理施設等を損傷しないように留意し、万一損傷したときは、速やかに香川河川国道事務所長（以下「事務所長」という。）に届け出てその指示に従わなければならない。この場合において、現状回復に要する費用は代行者の負担とする。
- ③砂利採取及びそれに関連する諸設備その他の施設の用途を廃止したときは、事務所長の指示に従い代行者が費用を負担して原形に復旧しなければならない。
- ④採取の跡地の埋め戻し、廃土の処理等はその都度、流れに支障のないように平に整地しなければならない。
- ⑤運搬路（堤防、天端を含む。）は維持、補修を行い、常に良好な状態に保たなければならない。
- ⑥採取又は運搬にあたっては、その行為に伴う危険を防止するための必要な措置を講じなければならない。なお、河川内への進入路は土器川右岸6k2付近の堤外側坂路の利用を予定しているが、採取又は運搬に必要となる仮設物は、代行者の負担で設置することし、採取完了後、速やかに撤去しなければならない。

- ⑦河川利用者、民地所有者、占用者等、第三者への危害を及ぼさないよう、より一層の安全対策を講じなければならない。
- ⑧濁水対策等について適切に実施し、必要に応じて汚濁防止対策を講じること。
- ⑨現場より発生した不要物（草、木、流木、ゴミ等）及び建設廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づくほか、「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について（通知）」（平成23年3月30日付け環境省環産第110329004号）及び建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日付け建設省経建発第3号）に準拠し、代行者の費用において適正に処理しなければならない。
- ⑩現場より発生した特定建設資材については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に準拠し、分別・再資源化等を代行者の費用において適正に処理しなければならない。
- ⑪この認可に係わる行為に着手するとき及び行為を完了したときは速やかに事務所長に届け出て検査を受けなければならない。
- ⑫採取時間その他採取行為の細部については、事務所長の指示に従わなければならない。
- ⑬許可の日から15日以内に採取行為に着手せず実際に採取の意図も認められないときは認可を取り消す場合がある。
- ⑭採取にあたっては、別記様式aによる採取日誌を作成し河川管理者の要求があれば提示しなければならない。
- ⑮経済産業省令、国土交通省令で定められたところにより、業務状況報告書を提出すること。
- ⑯期間の延長は原則として許可しない。
- ⑰掘削（採取）の場所における粒径が300ミリメートルを超える転石については、採取を認めない。
- ⑱掘削（採取）の場所における土曜日、日曜日、年末年始（12月29日～1月3日）、祝日及び平日日没後の作業は禁止する。
- ⑲大雨等により河床掘削箇所土砂が堆積するなど、砂利採取法16条の採取計画に変更が生じた場合には、同法第20条に基づく変更手続きを速やかにとること。
- ⑳許可を受けた者の住所を変更したときは、速やかに事務所長に届け出なければならない。

## 8. その他

- (1) 掘削（採取）、積込、搬出及び付随する全ての費用（機械費、人件費、仮設費、安全費（公道に配置する交通誘導員含む））等、代行工事に要する費用は、河川法第69条の規定により代行者が負担しなければならない。
- (2) 第三者に危害を及ぼした場合、苦情等を受けた場合は速やかに土器川出張所へ報告すること。なお、万一危害を発生したときは代行者が賠償責任を負うものとする。
- (3) 申出書、採取計画概要書、及び工事の許可等の申請書の作成及び提出に要する

- 費用は、代行者の負担とする。
- (4) 提出された申込書は返却しない。
  - (5) 河床掘削の場所の試掘を希望する者は、河川管理者の立会の下、代行者自らの費用において試掘を行うことができる。
  - (6) 本件に関する土石採取事業は、掘削土石の運搬や選別等の実施にあたって、行政又は地域住民の意見を尊重しなければならない。
  - (7) 予定数量に余裕がある場合は、複数の候補者を選定する場合がある。又は別途公募を行うことがある。

## 9. 添付資料

位置図

平面図

平面図（航空写真）

縦断面図

横断面図

現況写真

申込書（様式1）

採取計画概要書（様式2）

誓約書（様式3）

別記様式 a

以上